京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (全学情報セキュリティ委員会等) 第6条 2~7 (略)	(全学情報セキュリティ委員会等) 第6条 2~7 (同 左) (情報セキュリティインシデント対応チーム) 第7条 インシデントの発生時に、迅速かつ円滑に対応するため、最高情報セキュリティ責任者の下に、 情報セキュリティインシデント対応チーム(以下 「CSIRT」という。)を置く。 2 CSIRTに関し必要な事項は、担当理事が定め
(情報ネットワーク危機管理委員会) <u>第7条</u> 2 (情報ネットワーク倫理委員会) <u>第7条の2</u> 2 (後 略)	る。 (情報ネットワーク危機管理委員会)   第7条の2 2 (情報ネットワーク倫理委員会) (同 左)   第7条の3 2 W 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。